

議案第 87 号

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

川崎市地方卸売市場業務条例（平成 18 年川崎市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 75 条に次の 3 項を加える。

- 5 市長は、審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 7 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会に臨時委員及び部会を置くことができることとするため、この条例を制定するものである。